

児玉康比古 議員

(一問一答方式)



- ①スポーツ推進委員について
- ②市から大洲市社会福祉協議会への委託事業について
- ③コミュニティセンターについて

スポーツ推進委員について

問 地域自治再編が進む中、現在、各公民館長が推薦して市が委嘱しているスポーツ推進委員の選考方法や人数はどうなるのか。

答 選考方法としては、大洲市スポーツ推進委員会選考内規で定めているスポーツやレクリエーションに関心と深い理解を持ち、熱意と指導力のある者であることなどの基準を考慮のうえ、各公民館長及び大洲市スポーツ推進委員会長から推薦された方を基に決定しています。この委員委嘱の方法については、大洲市地域自治組織再編方針におけるコミュニティセンターの設置基準である一組織一施設を踏まえながら、地域に根差し、地域スポーツ活動で核となる委員候補者を、各自治会長から教育長へ推薦する方法で検討しています。

なお、委員数はコミュニティセンター数と同じ30人を考えています。

コミュニティセンター化に伴う自治会活動補助金について

問 来年度から会長等手当相当額は70万円の一律としているが、一方で自治会が統合する場合、統合後5年間は現状の交付金を維持するともある。4自治会の統合なら280万円となることで間違いないか。また、新たに区入り世帯割が新設され、今後、住民数が多く、区入りの少ない自治会では大幅な減額も懸念しているがどうか。

答 補助金のうち会長等手当相当額を含め、今回の組織再編までに自治会を統合する場合の特例措置として5年間は現状を維持するとしていますので、統合する自治体数分を交付することになります。この措置は組織統合により役員体制がすぐに一本化でき

ない場合や、これまで地区で実施されてきた活動を継続するために当面現状の体制を維持する必要がある場合などを想定したものです。

また、補助金に今回区入り世帯割を新たに追加していますが、均等割や世帯割、人口割を低減したことで、人口の多い自治会や区入り率が低い自治会の交付金が大きく減額するものではありません。むしろ、均等割、世帯割、人口割の低減のほか、区入り世帯割の追加については、活動実態に応じた持続可能な活動にもつながりますし、自治会の統合を進める交付金の特例措置の創設については、自治会の適正規模化を推進するものとなるため、小規模の自治会には厳しい見直しではありますが、各関係者には理解をいただいたものと考えています。交付金の算定には人口割、世帯割も含まれているので、引き続き区入りされていない方も含めた地区住民を対象に学級講座などの活動を続けていただくとともに、自治会のイベントなどを通じて区入り促進の働きかけをお願いできればと考えています。

公民館主事を1年間勤務させる必要性について

問 自治会組織再編で新たな組織体制に向けた引継ぎとして市職員が1年間勤務することになっているが、これ程の期間が必要か疑問である。各自治会担当者を一堂に会した研修会を数回実施することで十分と考えるが、その必要性はあるのか。

答 今回の組織再編は、市にとっても自治会にとっても大きな改革であるものと考えています。地元説明会の中でも市の職員がいなくなることへの不安の声があることから、市としても不安を払拭するために、現在配置している公民館主事をコミュニティセンター化後においても引き続き1年間配置し、センター職員と一緒に業務に当たらせるものです。センター職員の中には新たに雇用され、初めて事務を執られる方もいますので、この1年間で自治会業務のほか、これまで公民館として行ってきた業務の内容、会議資料の作成や進め方、会計処理の仕方など、丁寧に説明をするとともに、一緒に運営を行いながら2年目、3年目の運営につなげていただきたいと思います。